

○初心運転者講習実施要領の制定について

〔 令和 7 年 4 月 3 0 日 〕
〔 例規甲（免講）第 2 0 号 〕

初心運転者講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 0 号の規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（以下「初心運転者講習」という。）について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 事務専決

この要領に定める事務は、公安委員会が行うほか、山梨県公安委員会事務専決規程（昭和 4 3 年山梨県公安委員会規則第 2 号）に定めるところにより、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が処理する。

第 3 初心運転者講習の実施機関

初心運転者講習は、法第 1 0 8 条の 4 第 1 項第 2 号の要件に該当するものとして、公安委員会の指定を受けた者（以下「指定講習機関」という。）において実施するものとする。

第 4 運転習熟指導員

- 1 初心運転者講習を実施する者は、細則第 1 5 条の 8 に規定する運転習熟指導員（以下「指導員」という。）とする。
- 2 指定講習機関は、新たに指導員を選任したときは、運転習熟指導員選任届出書（第 1 号様式）により、交通部運転免許課を経由して公安委員会に届け出なければならない。
- 3 指定講習機関は、指導員を解任したときは、運転習熟指導員解任届出書（第 2 号様式）により、速やかに交通部運転免許課を経由して公安委員会に届け出なければならない。
- 4 指定講習機関は、細則第 1 5 条の 2 第 3 項に規定する初心運転者講習に関する細目（以下「細目」という。）の講習項目の場内コースにおける運転演習及び路上における運転演習の課題並びに走行コースについて、あらかじめ公安委員会に届け出るものとし、届出を受理した公安委員会は、その内容について検討し、適当でないものは改善させるものとする。

第 5 初心運転者講習の実施

- 1 初心運転者講習は、細目及び警察庁が示す初心運転者講習標準指導要領によって

行うものとする。

- 2 講習時間は、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る講習にあつては7時間、原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）に係る講習にあつては4時間とする。

なお、いわゆるインターバルについては、講習時間内で必要に応じて適宜取ることとし、それ以外の遅刻、不必要な講習準備等実際に講習を行わなかった時間は講習時間に含めないこと。

- 3 初心運転者講習は、細目の講習項目（以下「講習項目」という。）のうち、場内コースにおける運転演習及び路上における運転演習については、原則として3人以下を1組として行い、講習項目の危険予測訓練で運転シミュレータを使用する場合は、原則として3人以下を1組として2組以下で行うものとする。
- 4 講習項目の路上における運転演習及び危険予測訓練について、2組で実施する場合には、同じ講習項目を同時に行うことのないようにすること。

第6 教材

次に掲げる教材を効果的に使用して行うものとする。

(1) 教本

初心運転者講習で使用する教本は、次の内容について正確にまとめられたものを使用するものとする。

- (ア) 初心運転者の特性
- (イ) 安全運転意識の向上
- (ウ) 危険予測
- (エ) 被害者の手記
- (オ) 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）。ただし第2章及び第3章を除く。

(2) 資料

山梨県における道路交通の現状及び初心運転者の交通事故実態等実情に応じた内容を記載した資料とする。

(3) 視聴覚教材

初心運転者の安全運転に必要な知識等を内容とする視聴覚教材とする。

第7 講習用車両

- 1 講習用車両は、次の区分ごとに示した車両を使用するものとするが、身体障害者用車両については、持込みを認めさせることとする。

- (1) 準中型自動車免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の準中型貨物自動車とし、普通自動車免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の普通乗用自動車とする。ただし、特定後写鏡等条件が付されている者に対

しては、特定後写鏡等を準中型自動車免許対象者にあつてはサイドミラーに取り付け、普通自動車免許対象者にあつては、車室内において使用すること。

- (2) 大型自動二輪車免許対象者に対する講習用車両は、AT 限定大型自動二輪車免許対象者に対しては総排気量 0. 6 0 0 リットル以上、限定なし大型自動二輪車免許対象者に対しては総排気量 0. 7 0 0 リットル以上の大型自動二輪車とする。
- (3) 普通自動二輪車免許対象者に対する講習用車両は、小型限定普通自動二輪車免許対象者に対しては総排気量 0. 0 9 0 リットル以上 0. 1 2 5 リットル以下、小型限定を除く普通自動二輪車免許対象者に対しては総排気量 0. 3 0 0 リットル以上の普通自動二輪車とする。
- (4) 原付免許対象者に対する講習用車両は、スクータータイプの一般原動機付自転車とする。ただし、必要に応じて可変ギア付一般原動機付自転車を併用してもよいこととする。

- 2 講習に使用する準中型貨物自動車及び普通乗用自動車については、車両に初心運転者標識のほか、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（補助ブレーキ）を備え付けた車両とする。

なお、身体障害者用車両についても必ず前記の装置を備えたものを持ち込ませるものとする。また、講習用車両には、「講習中」の標識を車両の前方又は後方（二輪車は後方）から見やすいように表示すること。

- 3 大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び原付免許対象者に対する講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習（運転演習）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際これに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

第 8 講習対象者の把握

講習対象者は、警察共通基盤システムからの通報に基づき把握し、初心運転者講習受講予定者名簿（第 3 号様式）（以下「受講予定者名簿」という。）を作成の上、管理するものとする。

第 9 初心運転者講習の通知等

1 受講日時及び受講場所の指定

受講日時及び受講場所（以下「受講日等」という。）は、公安委員会が、初心運転者講習実施計画表（第 4 号様式）及び受講者の利便を考慮し指定するものとする。

2 初心運転者講習の通知

初心運転者講習の通知は、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「規則」という。）第 3 8 条の 4 第 1 項に規定する初心運転者講習通知書（以下「通

知書」という。)を配達証明郵便等に付して行うものとする。

なお、通知書には、受講を喚起させ、また誤りなく受講させるために、受講上の注意事項等を記載した書面を添付するものとする。

3 指定講習機関に対する講習対象者の通知

運転免許課長は、受講場所として指定した指定講習機関に対し初心運転者講習受講予定者通知書（第5号様式）により、講習対象者を通知するものとする。

4 受講日等の変更等

- (1) 運転免許課長は、規則第38条の4第3項に規定するやむを得ない理由があるとして、指定された受講日等の変更の申出を受けたとき、又はやむを得ない理由があり受講できなかった旨の申出を受けたときは、当該やむを得ない理由のあったことを証するに足る書面を提出させるものとし、提出を受けた書面により、やむを得ない理由が存したこと及び法第108条の3第2項に規定する期間内にあることを確認した場合には、改めて受講日等を指定して受講させるものとする。
- (2) 運転免許課長は、通知書を受領した者から、指定された受講日等では受講に支障がある旨の申出を受けたときは、その理由について検討し、妥当性を認めた場合には、最初に指定された受講日から1か月以内に限り変更を認めるものとし、改めて講習日等を指定して受講させるものとする。

5 初心運転者講習の移送

- (1) 運転免許課長は、講習対象者が他の都道府県に住所を移動していることが判明したときは、当該対象者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、初心運転者講習移送通知書（第6号様式。以下「移送通知書」という。）により、移動先住所を管轄する都道府県公安委員会に通知すること。
- (2) 運転免許課長は、講習対象者が他の都道府県から本県に住所を移動し、本県で受講しようとするときは、速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに旧住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知を行い、移送通知書の送付を受けること。
- (3) 運転免許課長は、移送通知書を受領したときは、速やかに当該対象者の受講日等の指定を行い、当該対象者に初心運転者講習を行う旨を通知すること。

6 通知状況等の把握

運転免許課長は、講習対象者への通知状況等を受講予定者名簿に記載し、その状況を把握しておくこと。

第10 受講申請

受講申請は、細則第15条の2に規定する初心運転者講習受講申請書で行うものとする。

なお、指定講習機関は、いわゆる身代わり受講等の不正を防止するため、運転免許

証又は免許情報記録個人番号カード及びその他の書類と本人とをよく確認した上で受理すること。

第 1 1 通知手数料

山梨県警察関係手数料条例（平成 1 2 年山梨県条例第 3 6 号）第 7 条第 1 項第 2 8 号に規定する通知手数料は、同条第 2 項に規定する別表第 6 の金額を、初心運転者講習受講通知手数料納付書（第 7 号様式。以下「納付書」という。）により納付させるものとする。

第 1 2 実施結果等の報告

- 1 初心運転者講習を実施した指定講習機関は、実施結果について講習終了後、速やかに細則第 1 5 条の 1 1 に規定する初心運転者講習結果報告書により、ファクシミリ等で公安委員会に報告するものとする。また、当該報告後速やかに納付書を送付するものとする。
- 2 初心運転者講習結果報告書の原本は、考査用紙（第 8 号様式）とともに、各月ごとに取りまとめて公安委員会に報告するものとする。
- 3 原付免許に係る講習において、運転が未熟なため講習項目の路上における運転演習を行わせることが不相当と判断して原付特別訓練を行った場合は、講習終了後速やかに公安委員会に報告するものとする。

第 1 3 初心運転者講習済登録

運転免許課長は、第 1 2 の 1 の報告を受けたときは、速やかに警察共通基盤システムに初心運転者講習済登録を行うとともに、受講予定者名簿でてん末を明らかにしておくこと。